



令和7年3月発行

編集・発行
音更町農業委員会
0155-42-2111



年金制度の概要について説明する北海道農業会議の佐藤氏

農業者年金の受給に関する 説明会を開催

令和7年3月4日、音更町役場で音更町農業者年金協議会が主催する「令和6年度農業者年金の受給に関する説明会」が開催され、14人が参加しました。

説明会では、一般社団法人北海道農業会議から佐藤友里子氏を講師としてお招きし、農業者年金制度の概要や年金を受給する際の手続方法や注意点について詳しく説明をいただきました。

また、説明会の終了後、希望者を対象に個別相談会を開催し、農業委員会事務局の職員と音更町・木野農業協同組合の職員が「個別相談カルテ」を用いて年金受給に必要な手続について説明しました。

老齢年金とは異なり、特例付加年金を受給する際には、経営継承の前に、農地の整理をする必要があります。農地に住宅や施設がはみ出している場合、測量及び分筆が必要となる場合があります、時間や費

用がかかる場合があります。今回、説明会に参加できなかった人は、経営承継をする半年から1年前に農業委員会にご相談いただくことをお勧めします。

来年度以降も、年金受給に関する説明会を開催する予定です。令和8年2月1日時点で59歳から64歳までの人には文書でご案内しますので、みなさんご参加をお待ちしています。



個別相談会の様子

農業者年金の現況届を提出しましょう



で、必ず提出するようにしてください。

令和6年度は、期限までに提出を確認できなかった人が数人おられましたので、年金を受給されているご家族の人がいらつしやる場合には確認のお声がけをお願いします。なお、令和6年度の現況届を提出した後に転居した人や、氏名が変更になった人は、JAの窓口で住所（氏名）変更届を提出するようにしてください。

農業者年金を受給している人は、独立行政法人農業者年金基金から毎年5月末頃に緑色の封筒に入った「現況届」が送付されます。

この現況届は、毎年6月末までに、農業委員会に提出しなければならぬ書類です。提出が確認できない場合は、年金が支給停止となります。

また、令和6年度の現況届を提出後に死亡した人については、現況届の提出は不要です。遺族の人がJAの窓口で死亡関係届出書を提出するようにしてください。

その他、現況届の記入方法がわからない、封筒が自宅に届かない等、お困りのことある場合には農業委員会事務局にお問い合わせください。

女性農業者の皆さんへ
農業者年金ご存知ですか？



- 農業者年金は「終身年金」ですので、女性の長い老後を**しっかりサポート**します。
- 家族経営協定を結べば**保険料の国庫補助**も受けられます。女性の農業経営への参画を**しっかり応援**します！
- 保険料が全額社会保険料控除の対象で、**高い節税効果！**

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。
 ・年間60日以上農業に従事している方で、
 ・国民年金第1号被保険者（60歳未満）又は、国民年金の任意加入者（60歳以上65歳未満）
 ※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！



詳しくは... 農業者年金基金 検索 <https://www.nounen.go.jp>

農業者年金の新規加入者アンケートにおいて、「女性は加入できないと思っていた」との回答をいただくことがあります。決まってしまうようなことはありません。女性も加入することができ、（加入要件は上記枠内のとおり）。保険料は、月額2万円から6万7千円までの間（国庫補助を受けた場合は1万円）で、千円単位で任意に決められます。

また、納付した保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、同一生計の家族分の保険料を納付する場合、家族分も含めて控除の対象です。

女性が保険料を月額2万円、20年間加入した場合の受給年額は約27万円、30年間加入した場合の受給年額は約46万円となります。

加入を希望する人は最寄りのJAの窓口で加入手続きをしてください。加入後の脱退（保険料の納付が難しくなった場合等）や再加入も任意です。

年別農地移動状況

令和6年中の農地移動状況と今後の展望について

農地調整部長 白川 勝

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)
3条許可	売買・贈与	29	38,441	24	18,200	26	25,965	23	24,780	25	30,358
	賃貸借	38	20,859	26	15,684	31	20,930	34	33,568	51	33,786
	使用貸借	16	23,947	3	7,101	8	27,693	5	7,707	6	18,215
4条転用許可		4	41	3	61	3	128	3	22	1	10
5条転用許可		8	351	6	1,098	7	246	5	119	5	252
あっせん	売買・贈与	43	19,564	47	20,387	44	20,789	77	26,585	56	22,394
	賃貸借	69	32,058	58	22,002	95	41,160	135	67,431	123	51,861
農地中間管理事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		207	135,261	167	84,533	214	136,911	282	160,212	267	156,876

令和6年の農地の移動状況は上表のとおりです。全体の移動件数及び面積は前年と比較して減少しました。農業委員会では、農地所有者の意向に沿い、農地の適正な集積化を図るために尽力しますので、農地の貸借や売買を検討する際は、地区の農業委員会にご相談ください。

3条許可
大規模経営農業者の経営移譲に伴う贈与や使用貸借で面積が増加しました。また、賃貸借の件数は前年比5割増しとなりましたが、農業委員の指導や助言によって正しい権利設定が結ばれたものと考えています。

4条・5条転用許可
後継者住宅や格納庫の新築が減少し、件数も減少しましたが、道東自動車道の長流枝スマートインターチェンジの建設工事に伴う一時転用によって面積が増加しました。

あっせん
前年より件数、面積ともに減少しました。あっせん事業による賃貸借期間の終期を迎える契約が少なかつたことが要因と考えますが、離農する人は毎年一定程度いることから、高水準となっています。

法律において、「農業委員会」は、農地バンクに利用権の設定等を行うことを積極的に促すこととなっており、さらに「所有者等は、農地バンクに対する利用権の設定に努める」こととなつていきますので、法律の趣旨にのっとり、あっせんを基本とした利用権の設定等にご協力をお願いします。

今後の権利設定について
法律において、「農業委員会」は、農地バンクに利用権の設定等を行うことを積極的に促すこととなっており、さらに「所有者等は、農地バンクに対する利用権の設定に努める」こととなつていきますので、法律の趣旨にのっとり、あっせんを基本とした利用権の設定等にご協力をお願いします。

また、令和7年4月以降も、農地法第3条による許可申請は引き続き利用することができま

また、令和7年4月以降も、農地法第3条による許可申請は引き続き利用することができま

法人報告書の提出をお忘れなく！

農地所有適格法人は、年1回、事業状況を記した「農地所有適格法人報告書」の提出が法律により義務付けられています。

提出先 音更町農業委員会事務局

提出期限 毎事業年度の終了後3か月以内

※ 提出期限までに報告書が提出されない場合、農地の所有や貸借ができなくなる場合や30万円以下の過料に処される場合があります。

売買等と仕組みが変更となり、戸惑われている人も一定程度いらっしゃるかと、ご要望に応じ、地域説明会等の開催も可能ですので、その際は農業委員会事務局にお問い合わせください。

農地の賃借料情報の提供について
(令和6年1月～12月締結分)

農業委員会では、農地の賃借取引の目安となるよう、地域の賃借料の情報提供を行っています。
令和6年1月から12月までに締結された賃借契約における10アールあたりの賃借料水準は、次のとおりです。賃借料を決定する際のご参考にしてください。

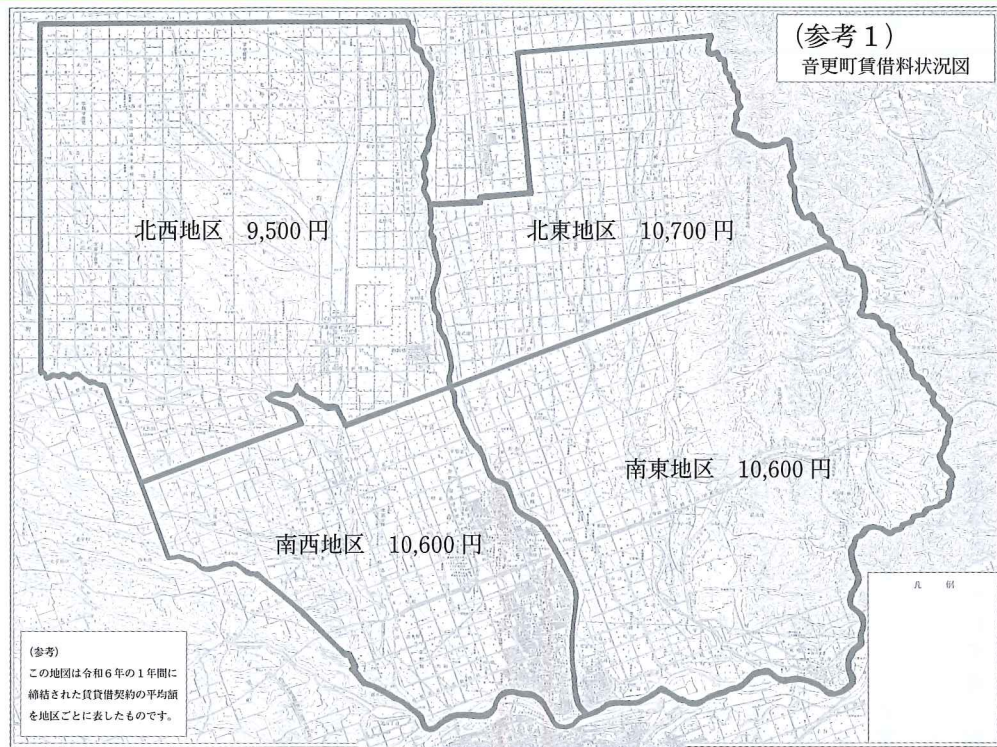
締結された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	契約数
北東地区	10,700円	15,200円	7,000円	60件	17件
北西地区	9,500円	13,300円	5,000円	201件	35件
南東地区	10,600円	15,000円	5,300円	181件	58件
南西地区	10,600円	15,000円	5,000円	148件	42件
(参考) 音更全町	10,300円	15,200円	5,000円	590件	152件

- *1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- *2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- *3 「(参考) 音更全町」の平均額は、全データ(10a当りの賃借料)の合計(四捨五入前)を件数により除したものです。

(参考) 各地区構成字名

北東地区 (字豊田、字東音更)
 北西地区 (字西中音更、字中音更、字南中音更、駒場、字上然別)
 南東地区 (字東和、字下士幌、字長流枝、十勝川温泉、宝来)
 南西地区 (字高倉、字万年、字然別、字音更、字東士狩、字下音更)
 (詳細については、音更町農業委員会事務局までお問い合わせください。)

(状況図)
 令和6年の1年間に締結された賃借契約の平均額を地区ごとに表したものです。



農業委員会だより
 令和7年3月発行

広報委員長
 久保靖彦

広報担当(農政部会)
 貞廣 渉
 香川 雅彦
 菅原 雅彦
 林 雅彦
 田 剛浩
 鈴木 賢剛
 辻 和宏
 前田

全国農業新聞
 NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 月4回金曜日発行
 月700円、年8,400円
 (消費税込)